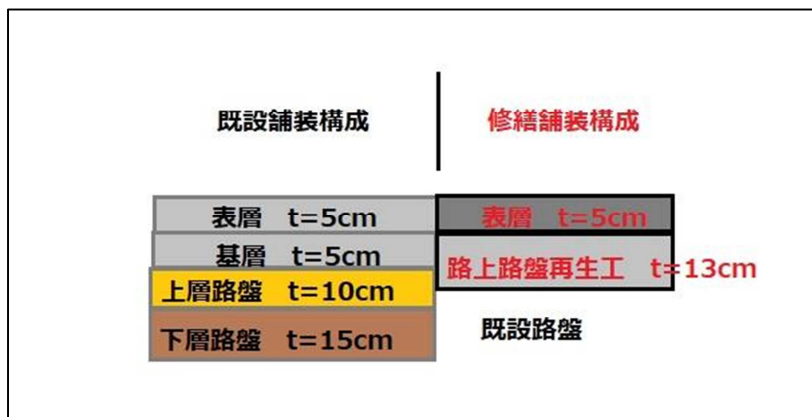


I C T舗装工のQ&A集

路上路盤再生後の舗装工の適用について

- Q 1 I C T活用工事（I C T舗装工）試行要領の第2条の対象工事において、アスファルト舗装工が2,000m²以上が対象になっています。同一工事において路上路盤再生工を施工した後の舗装工はI C T舗装工の対象となるのでしょうか。

路上路盤再生工の修繕イメージ



- A 1 路上路盤再生工を施工した後の舗装工は、I C T舗装工の対象外です。
I C T舗装工は、5つのプロセス全てを実施する必要があります。
3次元出来形管理の出来型測量時には現道の通行規制が不可欠であり、従来型の施工に比べて規制時間が増加することが考えられます。
このような施工条件では生産性の向上が見込めないため、I C T舗装工の対象外です。なお、打換え工についても、同様の理由で対象外です。